

《野木町賃借料情報》

令和5年1月から令和5年12月までに締結(告示)された賃貸借における賃貸料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

令和6年 3月21日

野木町農業委員会

(10a当たり)

	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(筆)	備考
田(水稻)	8,749	16,000	2,052	153	
畑	9,062	28,409	2,000	28	

- \* 1 データ数は、集計に用いた筆数である。  
なお、賃借料が水利費および電気代相当額とされているものは除く。
- \* 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当たり11,066円に換算している。  
＜参考＞ 前年金額 13,040円/60kg
- \* 3 賃借料は、当事者間での協議に基づいて設定されたものである。
- \* 4 期間中の使用貸借権設定による貸借は、田:84筆、畑:44筆である。

問い合わせ先  
野木町農業委員会  
電話0280-57-4109